

議事日程（開会日） 平成31年3月4日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第 1号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 6 議案第 2号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 3号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 4号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 5号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第 6号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第 7号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第 8号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象
工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 木曾岬町道の路線認定について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計
予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会
計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算
について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算
について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別
会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会
計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算につ
いて
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 1 発議第 1 号 木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の制定につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	鎌 田 鷹 介 君	2 番	伊 藤 厚 紀 君
3 番	加 藤 眞 人 君	5 番	服 部 芙 二 夫 君
6 番	三 輪 一 雅 君	7 番	伊 藤 律 雄 君
8 番	中 川 和 子 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	伊 藤 啓 二 君
危機管理課長	小 島 裕 紹 君	会計管理者	服 部 孝 龍 君
産 業 課 長	平 松 孝 浩 君	建設課長	浅 野 覚 君

住民課長 山田克己君 福祉健康課長 松本大君
税務課長 藤井光利君 教育課長 伊藤正典君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開会

○議長（伊藤好博君） では、皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かと御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様におかれましても、御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、平成31年度の一般会計及び特別会計の予算のほか、平成30年度の各会計補正予算並びに条例の一部改正案、町道の路線認定、桑名広域清掃事業組合規約の変更協議など、いずれも重要な案件が提出されており、その詳細については後ほど執行部より説明されると存じますが、議員の皆様におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には、格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより平成31年第1回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

2番議席、伊藤厚紀議員、3番議席、加藤真人議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る2月27日、議会運営委員会が開催され、今期の定例会の議会運営などについて御審議をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る2月27日午前9時より議会運営委員会を開催し、委員4名の出席をいただくとともに、地方自治法並びに議会運営委員会規程等に基づき、議長、副議長の出席を求め、執行部より町長及び担当課長の出席のもとに、平成31年第1回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議しましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱についての説明と、担当課長より議案の概要説明を受け、審議に入りました。

説明を受けた議案の内容の報告は割愛いたしますが、本定例会開会日の提出議案は、平成30年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案件8件、条例の一部改正案8件、平成31年度町一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算案8件、路線認定案件1件、協議案件1件、発議案件1件、合わせて27件であります。

これらの議案について、内容を十分に審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認しました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議対象議案の状況及び委員会の審議日程を考慮し、会期は、本日4日から19日までの16日間とし、十分な審議を尽くしていただくことで承認いたしました。なお、会期の延長について意見がありました。協議の結果、日程案のとおりとしました。

次に、本定例会の議事日程ですが、議長からの諸般の報告の後、加藤町長より行政報告を行っていただきます。この行政報告が終わった後、議件名は省略しますが、議案第1号から議案第25号までの25議案を一括上程し、加藤町長に提案理由の説明を行っていただきます。その後、上程議案は委員会への付託を予定していますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託し、御審議いただくことを決定していただきます。次に、議案第26号を上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、討論、採決を行っていただきます。次に、発議第1号を上程し、議会運営委員長の私より発議の趣旨説明をいたします。その後、質疑を行っていただいた後、討論、採決を行っていただきます。以上で平成31年第1回定例会の開会日の本会議は散会といたします。

なお、本日の定例会散会后、議案説明会を第1委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、明日5日午後1時半から並びにあさって6日午前9時から引き続き行うことといたします。また、各常任委員会の日程は、既に配付した日程のとおり、教育民生常任委員会は3月8日午前9時から、総務建設常任委員会は3月12日午前9時から、それぞれ開催することとしました。なお、常任委員会の日程についての意見がございましたが、協議の結果、日程案のとおりといたしました。

次に、定例会の再開日は3月15日午前9時より再開し、最初に一般質問を行います。

一般質問の通告は6名の方が通告されており、この一般質問の取り扱いを審議したところ、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくこととしました。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行います。

この一般質問を終えた後、議案第1号から議案第25号までの25議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行います。

以上をもって、本会議は散会とします。

なお、本会議終了後、議場にて議案質疑会を予定しています。

次に、定例会閉会日は、3月19日午前9時より再開し、議案第1号から議案第25号までの25議案を一括上程し、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論としますが、議案採決は、それぞれ1議案ごとに行います。

最後に、議会運営委員会、議会広報常任委員会からの申し出により、それぞれの委員会において閉会中でも閉会日程等の審議や議会広報の編集、調査ができるよう、閉会中の継続審査の申し出を上程し、採決を行う予定としています。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、平成31年第1回木曾岬町議会定例会は閉会とします。

なお、常任委員会ごとに委員会所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで了解いただいております。

以上、議会運営委員会の審議結果報告といたします。

平成31年3月4日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。

議会運営の皆様、当日の審議、御苦労さまでございました。

皆様にお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より、本日から3月19日までの16日間とする旨の報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月19日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伊藤好博君） 日程3、諸般の報告を、私からさせていただきます。

まず、三重県町村議会議長会関係より報告を申し上げます。

去る11月16日に県議会への要望活動を行い、県議会議長、副議長、各常任委員長へ平成31年度国、県に対する要望を行い、木曾岬干拓地の企業誘致にかかわるインフラ整備を切にお願いいたしました。

1月15日、2月25日に、議長会に出席をしまして、平成31年度議長会の事業計画及び予算案、副会長の増員の規約の変更等、了承いたしました。

また、桑名広域清掃組合関係では、1月21日に第1回臨時会が開催され、議長、副議長、監査が選出されました。私は監査委員を仰せつかりました。会議終了後、新しく建設されております可燃ごみ焼却施設の建設工事の進捗状況を視察しました。可燃ごみ焼却施設は、本年9月より試運転が始まり、完成は12月の予定であります。来年1月より本格稼働となる予定です。また、2月6日には第1回定例会が開催され、平成31年度一般会計予算、平成31年度ごみ処理施設整備事業特別会計予算、平成30年度補正予算の議案が提出され、可決されました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員関係では、11月19日、第2回定例会が開催され、平成29年度の歳入歳出決算認定等の議案が提出され、可決されました。また、2月13日に第1回定例会が開催され、平成31年度一般会計予算、事業計画、特別会計予算、平成30年度補正予算の議案が提出され、可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

昨夜来の雨できょうも暖かい朝を迎えましたが、ことしの冬はかつてない暖冬でございまして、雪も降らないままに3月を迎えたところでございます。

本日は、平成31年第1回木曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には全員御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。今期定例会には執行部より平成30年度各会計の補正予算8件、条例改正8件、道路認定1件、平成31年度各会計の当初予算ほか9件など、合わせて26議案を提出いたしました。いずれの案件も重要な案件でございます。何とぞ議員各位におかれましては慎重審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

平成31年第1回定例会は、御承知のように、平成最後の定例会となります。本年4月30日には天皇陛下が御退位をされ、皇太子殿下が翌5月1日に新天皇に御即位され、それに伴って新しい元号となります。先月の2月24日には、天皇陛下御在位30年記念式典が開催されまして、天皇陛下から皇后陛下とともに歩いてこられた平成の時代を振り返って、象徴天皇としてのあり方や、平和を願い、国民と寄り添うお気持ちを述べられまし

た。昨年暮れの天皇誕生日に当たって平成最後の記者会見で述べられた天皇陛下の大御心とともに、先日の記念式典におけるお言葉に日本国民として深い感銘を受けたところでございます。天皇皇后両陛下に改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

行政で使用する公文書の年号につきましては、和暦でも西暦でも有効でございます。したがって、当町においては新元号となる5月1日以降もこれまでどおり和暦を使用してまいりますので、あらかじめ皆様方にお伝えさせていただきます。

次に、伊勢湾台風60年に向けた取り組みについて報告をさせていただきます。

本年は、御案内のように、当町に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風から60年となる年でございます。60年目の節目となることは、まず、伊勢湾台風を超えるような大規模水害における犠牲者ゼロの実現をスローガンに、国土交通省と木曾三川下流部の8市町村、桑名市、木曾岬町、そして、岐阜県海津市、さらに、愛知県の弥富市、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村、この8市町村で構成する木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトでは、昨年6月に弥富市で開催された公開ディスカッションと同様の防災イベントを、この5月下旬に当町を会場といたしまして開催する予定でございますので、ぜひ議員の皆様方を初め多くの皆さんの御参加をいただきたいと考えております。

また、8月30日には、三重県主導による風水害を想定した総合図上訓練を、また、翌日の9月1日には、木曾岬町をメイン会場に、北勢2市2町と三重県及び消防、警察などの関係機関の参加のもとで、スーパー伊勢湾台風を想定した広域避難に関連した訓練や防災イベントを実施する予定でございます。

町民の皆様方の御理解により、複合型施設を初めとした全防災施設が完成いたしました。しかし、こうした防災施設は町民の皆様がいざというときに避難していただくための施設であり、ことし開催する避難訓練や防災イベントなどには、1人でも多くの方々に参加していただけるように努力してまいりたいと考えております。

次に、木曾岬干拓地の工業用地分譲状況について報告をさせていただきます。

木曾岬干拓地は、皆様御承知のとおり、懸案であった県境、町境が確定し、木曾岬町に新たに、新輪一丁目、新輪二丁目が生じました。平成26年にはメガソーラー発電事業が開始され、あわせて、伊勢湾岸道の北側用地ではわんぱく原っぱも供用を開始し、その後、昨年5月には、念願の都市的土地利用が可能となりました。当町では、三重県と連携し、工場などが建設可能な工業用地として地区計画の手続きを行い、9月に完了いたしました。その後、三重県と分譲に向けた要綱や販売価格、手続方法などの検討を重ねてまいりまして、先般2月4日からいよいよ分譲が開始されました。干拓事業着手以来、実に半世紀が経過し、ようやくここまで来たと感じるところであり、先人、先輩の方々の御尽力に思いをいたすところでございます。

干拓地工業用地の分譲についての三重県の方針は、わんぱく原っぱ北側用地約12ヘクタールから第1期の分譲を開始して、進捗状況を見ながら第2期、第3期へと販売してい

く予定でございます。分譲価格は基準地において、1平方メートル当たり2万2,000円を基本に、区画ごとに相対価格指数を設けております。第1期の分譲方法は、オーダーメイド方式で、先着順受け付けで販売していく方針でございます。2月4日の募集開始時には9社の申し込みがございましたが、優先選択権を抽せんにより決定することから、8社が参加し、現在、この優先順に交渉を進めているところでございます。今後、希望区画が決定した段階で立地協定を締結し、区画用地の登記確定後に売買契約を締結する予定でございます。売買契約を締結した際には、皆様方に改めて報告させていただく予定でございます。また、三重県は、平成31年度から区域内道路や新たな給水事業にも着手する予定でございます。

当町としては、干拓地の都市的土地利用をさらに進めるためにも、引き続き愛知県側へのアクセス道路や河川堤防等整備計画の位置づけについて、要望活動に力を注いでまいりたいと思っております。木曾岬干拓地の土地利用につきましては、木曾岬町の将来に大きくかわる重要課題でございます。何とぞ町議会の皆さん方や町民の皆様の深い御理解と御支援、御協力をお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 5 議案第 1号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 6 議案第 2号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 3号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 4号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第 5号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第 6号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第 7号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第 8号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第 15 議案第 11 号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 16 議案第 12 号 木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 18 議案第 14 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 19 議案第 15 号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 20 議案第 16 号 木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工
事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 17 号 木曾岬町道の路線認定について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予
算について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計
予算について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算に
ついて
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算に
ついて
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会
計予算について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計
予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 31 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算につい
て

○議長（伊藤好博君） 日程第 5、議案第 1 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町一般
会計補正予算（第 4 号）についてから日程第 29、議案第 25 号、平成 31 年度三重県桑
名郡木曾岬町水道事業会計予算についてまでの 25 議題を一括上程し、これを議題といた
します。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第1号から議案第25号までの25議案につき、提案理由を申し上げます。

日程5、議案第1号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加いたしまして、予算総額を29億6,400万円とするものでございます。年度末を迎え、それぞれの事務事業の精査と繰越明許費及び地方債補正を行う予算となっております。

その補正の主な概要を科目ごとに申し上げますと、まず、総務費では、本年度のふるさと応援寄附金の増加により、返礼品等の関連経費の増額を行いました。

また、財産管理費では、議場内の操作設備にふぐあいが生じておりますので、この修繕経費を新たに計上させていただいたことと、庁舎管理に伴う保守委託料や光熱水費等の見込み額により、不用額を減額するものでございます。

企画費では、地方創生事業として実施しているわいわい市場を通じた人材育成支援業務及び拠点施設基本構想策定業務の請負差金など、不用額を減額するものでございます。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計、後期高齢者特別会計への財政安定基盤支援等による町費負担分の確定によりまして繰出金の増額を行い、福祉医療費や地域生活支援事業につきましては、事業実績により不用額を減額するものでございます。

衛生費では、予防接種や各種健診に係る経費、資源ごみ収集などの業務内容を精査するとともに、し尿処理に係る桑名・員弁広域連合負担金の確定により減額するものでございます。

次に、農林水産業費では、需給調整推進対策として行った事業の実績により予算額の精査を行い、県営湛水防除事業につきましては、当年度事業費の追加交付を受けたことにより負担金を計上するものでございます。

商工費では、町道鍋田川線の桜の木の維持管理費の確定により、不用額を減額するものでございます。

また、土木費では、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金や、道路修繕関係などの精算見込みによる不用額を減額する一方で、国の第2次補正予算として内示を受けました町道雁ヶ地・福崎線道路改良事業予算として6,300万円を計上するものでございます。

次に、消防費の常備消防費では、桑名市への消防事務委託の委託料精算見込みによる減

額及び災害対策費においては津波避難タワーに係る施工監理や工事費の精算が完了したことにより、不用額を減額するものでございます。

次に、教育費では、安全監視業務や非常勤講師に係る経費を精査するとともに、木曾川グラウンド、ちびっこ広場の緑化管理委託料の確定により、不用額を減額するものでございます。

次に、この補正予算の歳入財源でございますが、町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税など、本年度収入見込み額を精査して過不足を補正するものでございます。

次に、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金に第2次補正予算がついたことから追加をし、地域生活支援事業費、障がい者自立支援給付費では、交付額が確定したこと、地方創生推進事業や児童手当、子ども手当では、対象額や支給対象者の精査などにより減額をいたしております。

県支出金では、子ども医療費見込み額の精査や、農地中間管理機構事業費・地籍調査事業費補助金等の補助額が確定したことにより減額をするものでございます。

次に、寄附金では、ふるさと応援寄附金の納付実績により追加し、繰入金では、この予算の財源確保が図られたことから、財政調整基金、減債基金など、それぞれの繰入金を減額補正するものでございます。

最後に、町債では、国の第2次補正予算で内示をいただいた雁ヶ地・福崎線道路改良事業や湛水防除事業の公共事業等債、借入額の補正を行うものでございます。

以上がその主な歳入補正予算の内容でございます。

次に、日程6、議案第2号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出それぞれ3,854万2,000円を増額し、予算総額を8億5,856万7,000円とするものでございます。

その補正の主な内容は、歳入では、保険料の精査及び県交付金の変更などにより増額するものでございます。

歳出では、保険給付費の見直しによる過不足の精査及び過年度国庫支出金償還金の確定に伴い増額をするものでございます。

次に、日程7、議案第3号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それぞれ466万9,000円を増額し、予算総額を1億3,824万2,000円とするものでございます。

その補正の主な内容は、保険料及び広域連合納付金が増額となるなど確定してまいりましたので、既存予算の過不足を精査するものでございます。

次に、日程8、議案第4号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から歳入歳出そ

それぞれ82万8,000円を増額し、予算総額を8億886万4,000円とするもの
でございます。

その主な補正内容でございますが、歳入においては、介護保険料の本算定確定後におい
て被保険者の変動による徴収見込み額の増額や、地域支援事業交付金過年度分の追加交付
による国、県の支出金及び支払基金の交付金の増額等により、既決予算額を精査するもの
でございます。

また、歳出においては、居宅介護サービスの通所介護、通所リハビリテーション、施設
介護サービスの特別養護老人ホームなどの実績及び介護予防の通所型サービスのふれあい
サロンや、地域包括支援センターの活動にかかわる各種事業の精査により、予算額の補正
をお願いするものがございます。

次に、日程9、議案第5号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正
予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入歳出それ
ぞれ172万円を追加し、予算総額を472万円とするものがございます。土地取得特別
会計が所有しています土地の維持管理経費の精査と本会計で取得した公園用地の管理区分
の変更により、一般会計が買い戻すための補正を行うものがございます。

次に、日程10、議案第6号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特
別会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額から
歳入歳出それぞれ400万円を減額し、予算総額を8,800万円とするもので、歳入に
おいては、一般会計からの繰入金787万円を減額するなどの補正を行うものございま
す。

歳出では、処理場の維持管理費において、し尿処理に係る費用として桑名・員弁広域連
合への負担金が確定したことなどに伴い、不用額を減額するものがございます。

次に、日程11、議案第7号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別
会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正は、既決予算額に歳入
歳出それぞれ400万円を減額し、予算総額を3億1,500万円とするものございま
す。

歳入においては、一般会計からの繰入金680万9,000円を減額する一方、国の第
2次補正予算として内示を受けました国庫補助金100万円を計上するものがございます。

歳出では、マンホールポンプ長寿命化事業などの精算見込みによる減額補正とあわせ、
補正内示を受けた下水道事業総合地震対策計画の策定費用を計上するものございま
す。

次に、日程12、議案第8号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予
算（第1号）についてでございますが、今年度の当町の水道事業における給水実績に基づ
き、収入の給水収益及び支出の受水費をそれぞれ増額するといった補正を行うほか、木曾
岬干拓地への給水事業に係る調査設計について、精算見込みによる減額補正を行うもの
でございます。

次に、日程１３、議案第９号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、超過勤務命令を出すことができる上限を条例で定めるため、本条例を改正するものでございます。

次に、日程１４、議案第１０号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曾岬町夢とふれあい教育基金へ新たな指定寄附を受けましたので、これに基づく条例を改正しようとするものでございます。

次に、日程１５、議案第１１号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本改正も同様に、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄附を受けましたので、これに基づく条例を改正しようとするものでございます。

次に、日程１６、議案第１２号、木曾岬町地区内集会所設置及び修繕費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地区内集会所を改修する場合の助成回数について、適切な頻度での修繕を促すために回数制限を撤廃するため、本条例を改正するものでございます。

次に、日程第１７、議案第１３号、木曾岬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、三重県町村会において設置する情報公開、個人情報保護審査会の委員については、行政不服審査会の委員と共同の委員をもって統一運営がなされているところでございますが、それぞれの審査会において委員の任期が異なっており、これを統一する必要があることから、町条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、日程１８、議案第１４号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得について、見直しをするものでございます。

次に、日程１９、議案第１５号、木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成３１年９月１日より県制度の改正による未就学児医療費の現物給付化を実施することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程２０、議案第１６号、木曾岬町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、関係上位法令である学校教育法や技術士法施行規則の一部改正の内容に合わせ、当町の水道の布設工事に従事する監督者などの資格基準を改正するものでございます。

次に、日程２１、議案第１７号、木曾岬町道の路線認定についてでございますが、木曾岬干拓地内の第１期分譲に係る道路のうち、現在、計画中の県道への接続する道路については、供用後、町に移管される予定であることから、この路線を新たに町道として認定す

るものでございます。

次に、日程22、議案第18号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についてでございますが、当初予算編成に当たっては、木曾岬町第5次総合計画で掲げられた将来像、「暮らしを守り 豊かな心と活力を育むきずな深めるまち」をさらに力強く推進していくために、優先すべき事務事業の選択については例年以上に厳しく費用対効果を検証するなど、貢献度や緊急性に重点を置いた予算編成となっております。平成31年度の予算総額は29億2,000万円で、前年度と比較して8,000万円、率にして2.8%の増額となっております。

それでは、第5次総合計画に示された5つのまちづくり方針に沿って、主要な事業の概要とその予算について説明をさせていただきます。

1つ目が、「安全・安心な生活の場づくり」の安全な生活環境として、消防・防災対策の分野では、常備消防費に消防事務委託料など8,483万円を計上し、災害対策費では、避難路整備事業として田代・小学校線避難路整備事業及び伊勢湾台風60年合同訓練経費など3,626万円を計上しております。

交通安全対策の分野では、交通安全の啓発普及活動に関する経費として92万円を計上しております。

次に、環境共生の分野では、家庭用新エネルギー等普及支援事業に50万円、ごみ処理対策の分野では、一般ごみ、資源ごみ並びに有害ごみなどの回収処理に要する塵芥処理費に2,305万円、平成29年度から建設の始まった新ごみ処理施設整備事業特別会計建設費分担金に4,900万円を計上しております。

公害防止対策の分野では、環境基本計画の推進を図りながら、住宅地や道路上で発生する騒音・振動調査などを継続的に行う経費などを見込み、公害対策費に89万円を計上しております。

次に、2つ目の「いきいきとした暮らしづくり」での健康では、健康づくりの推進として、健康相談や予防接種、妊婦、乳幼児への健診を初め、特定不妊治療助成、がん検診委託料、自殺予防事業など、保健衛生費に9,409万円を計上しております。

地域福祉の推進の分野では、社会福祉協議会、福祉活動団体への事業支援や、前年度から進める社会福祉施設改修事業の設計業務など、社会福祉総務費に2億676万円を計上し、子育て支援の推進の分野では、児童手当など、子ども医療費助成、ファミリーサポート事業などを盛り込んだ児童措置費に1億270万円を、こども園費には1億2,539万円を、学童保育所運営費用に513万円を計上しております。

高齢者福祉の推進の分野では、健康づくりや介護予防の推進とともに、高齢者みずから安心して暮らしを実現できるよう、要援護者の台帳整備や緊急通報システムの委託経費など、老人福祉費全体で1億2万円を計上し、障がい者福祉の推進の分野では、障がい者自立支援の給付金や地域生活支援事業のほか、障がい者医療助成金を盛り込んで、1億1,

4 1 2 万円を計上し、社会保障の国民健康保険事業や後期高齢者医療事業、介護保険事業などの繰出金に2億1, 6 3 2 万円を計上しております。

次に、3つ目の「豊かな心を育む人づくり」としての学校教育の分野では、小学校費に5, 8 3 7 万円、中学校費に3, 3 8 6 万円を計上いたしました。小中学校においては、ICT環境整備計画に基づくタブレット端末の導入や、来年度に本格実施となる新たな学習指導要領へ対応するため専門講師を配置するなど、木曾岬町の特色ある学校教育と学力向上を目指すトマッピー教育プランに沿った予算としております。また、小学校費では、バリアフリー対策として、階段用昇降機設置事業費も計上しております。

生涯学習にある生涯学習の推進の分野では、講座の開設経費などを盛り込んだ公民館費に6 8 0 万円、昨年1月に開館いたしました町立図書館の年間運営経費など、図書館費として1, 5 8 3 万円を計上し、スポーツ振興の分野では、町民体育祭や輪中駅伝、スポーツ講座及びスポーツ団体への活動支援などを盛り込んだ保健体育総務費に1, 0 1 7 万円、スポーツ施設の保守管理費などの保健体育施設費に2, 0 6 0 万円を計上いたしております。

文化振興の分野では、文化協会への活動支援費を計上し、青少年育成の分野では、青少年育成町民会議での活動事業やホリデー教室の開設経費を計上いたしております。

次に、4つ目の「暮らしを支える生活基盤づくり」にある土地利用・地域環境整備の分野では、県による都市計画マスタープランの策定にあわせ、前年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、用途地域変更業務として3 2 2 万円を計上し、公園、緑地の分野では、都市公園や児童公園の整備管理費などの公園費に1, 0 4 3 万円を計上いたしております。

景観・環境美化の分野では、農村環境の改善として、多面的機能支払交付金事業などの負担金のほか、町内一斉清掃に係る経費を計上しております。

交通の道路整備の分野では、道路の維持管理経費及び道路の新設改良費などの道路橋梁費に1億5, 4 2 4 万円を計上し、公共交通の整備の分野では、自主運行バスの運行経費と車両の維持費を含めた自主運行バス運行事業費に3, 9 5 9 万円を計上いたしております。

上下水の上水道整備、下水道整備の分野では、それぞれの会計において所要の予算を計上しておりますが、下水道事業会計の健全化のため、総額で2億8, 2 5 0 万円を繰り出しております。

産業の農業振興の分野では、農業振興対策、需給調整対策、農業基盤整備及び農業環境保全対策など、農業振興に関連する農業費、農地費に合わせて2億1, 3 0 8 万円を計上いたしております。

漁業振興の分野では、水産業振興対策として1 1 9 万円を計上し、工業振興の分野では、商工業の振興対策、企業誘致、雇用環境の改善に必要な予算を計上し、観光・集客交流推進の分野では、町観光協会などにおける観光事業や観光資源の保全、広域観光交流事業の

展開による木曾川上下流交流事業、ふれあい広場及び桜まつりなどに要する予算を計上しております。

次に、5つ目の「自立した地域と行政のまちづくり」として、地域自治・協働にあります協働の推進分野では、行政情報の提供に当たって広報紙、町ホームページなどさまざまな媒体を活用して情報発信を行うとともに、区長会などに係る予算を計上いたしております。

住民自治、コミュニティーの分野では、地域まちづくり推進事業交付金や地域活動団体への支援に要する予算を計上しており、人権尊重、共生にございます人権尊重の推進の分野では、人権啓発事業や人権教育の実施に要する予算をそれぞれの科目に計上いたしております。

行財政運営の分野では、総合計画における実施計画の推進と人事管理の適正化などを図るとともに、職員のスキルアップにつながる職場研修などの経費、情報化の推進の分野では、情報セキュリティの強化や安定したシステム運営を行うための維持経費などに加え、安全安心に暮らすことのできるまちづくりを目指し、先進的な通信技術で多様な行政サービスを展開する地域BWA事業に着手するため、新たに6,788万円の予算を計上いたしました。

広域行政の推進の分野では、ごみ処理、し尿処理の共同事業の推進を図っていくこととし、それぞれの科目に予算を計上しております。

以上が主な歳出予算の概要でございます。

次に、歳入予算の概要を申し上げますと、町税収入においては、町民税は4億167万円を計上しております。前年度実績を踏まえ891万円の減収と見込んでおりますが、固定資産税や軽自動車税及び市町村たばこ税などを含めた町税全体では、前年度対比約2.2%増の9億7,390万円を計上いたしております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金においては、過去の交付額から推計し、地方交付税は国の動向と交付実績を考慮して、前年度より1,000万円減額し、8億5,000万円を計上いたしております。

分担金、負担金及び使用料においては、特定の受益者負担や施設使用料など、ほぼ前年と同様の予算を計上し、国庫支出金、県支出金では、補助対象事業となる防災施設整備の事業量が減少したこともあり、前年度に比べ2.6%減となる3億4,711万円を計上しております。

繰入金では、基金繰入金として2億4,440万円を計上いたしました。この予算の不足財源として財政調整基金から1億5,000万円、公債費の償還金に充てるための減債基金から8,200万円を計上いたしております。

また、指定寄附として納付いただいたふるさと応援寄附金基金から財源充当するため1,

000万円の繰り入れを計上いたしました。

最後に、町債では、前年度対比36.9%減の1億3,440万円を計上し、国の施策により減収を生じた経費を補填する臨時財政対策債のほか、基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業などの財源に充てる公共事業等債を借り入れる予算といたしております。

以上が平成31年度一般会計予算の概要でございます。

次に、日程23、議案第19号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額を8億3,400万円とするもので、前年度と比較し900万円の増、率にして1.1%の増となっております。

この主な要因は、国民健康保険事業費納付金の増加によるもので、医療費の高度化や被保険者の高齢化などにより1人当たりの医療費は増加しており、県全体の事業費納付金で4.3%の増加を見込むものでございます。なお、被保険者数については1,627人と見込み、前年度に比べ75人の減となっておりますが、保険給付費では、前年度並みの5億5,000万円と見込むものでございます。

次に、日程24、議案第20号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を1億3,700万円とするもので、前年度予算と同額となるものでございます。

この主な要因は、年々医療費が伸びてきていることから、広域連合への療養給付費負担金が前年度に比べ約330万円の増額となっております。また、保険料においては、料率の引き下げにより約420万円の減額となっております。

次に、日程25、議案第21号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてでございますが、平成31年度予算は、予算総額を5億2,200万円とし、前年度当初予算から2,200万円の増額の計上をするものでございます。

歳入予算の主なものは、介護保険料については、65歳以上の保険料の納付者であります第1号被保険者の人口の増により1%の増加を見込み、前年度予算から116万8,000円の増額を計上しております。

また、歳出の主なものは、75歳以上の高齢者数及び要介護者数の伸びを過去の実績などにより見込み、介護サービスの利用を増加することが予測されますので、保険給付費を前年度予算から2,240万3,000円を増額する予算を計上いたしております。被保険者の増加に比例して介護サービスの需要が高まる中、一般会計からの繰入金により介護給付費及び地域支援事業費の財源確保に努めております。

次に、日程26、議案第22号、平成31年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算の総額は300万円で、歳出では、この会計が保有する土地の維持管理に要する経費を計上し、歳入では、保有する土地の賃貸借によって生じる貸付収入額などを計上いたしております。歳出の維持管理に要する経費の財源は、町一般会計からの繰入金で補填し、歳入の財産貸付収入では、町一般会計へ繰り出すものでご

ございます。

次に、日程２７、議案第２３号、平成３１年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は、８，５００万円で、前年度に比べ７００万円、率にして７．６％の減額予算となっております。

歳入予算では、使用料金を前年度の実績から、２，４５６万円と見込み、計上いたしております。なお、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金は、５，９００万円となっており、歳入全体の約６９％を占めますが、対前年と比較しますと、７００万円、約２ポイントの減となっております。

一方、歳出予算の維持管理費では、汚泥処理費を初めとする定期的な管理業務の実績を勘案し、予算計上を行いました。また、公債費の償還金は償還ピークが過ぎ、前年度より、７４４万円減額の、２，７５４万円となり、歳出総額の約３２％を占める状況となっております。

次に、日程２８、議案第２４号、平成３１年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、５億２，２００万円で、前年度に比べ２億３００万円、率にして６３．６％の増額予算となっております。

歳入予算では、使用料を前年度の実績から、４，２８０万円と見込み、施設の長寿命化及び地震対策事業に係る費用として、下水道債を１億２，１３０万円、国庫補助金を１億３，１６０万円計上するとともに、この会計の財源不足を補う町一般会計からの繰入金を２億２，３５０万円計上しています。繰入金は、歳入全体の約４３％を占めています。

一方、歳出予算の維持管理費では、管路清掃工事や汚泥処理費を初めとする定例的な管理業務において、これまでの実績を勘案しながら予算計上するほか、昨年度、債務負担行為でお認めをいただき、工事２年目に入る処理場の監視制御装置工事を初めとする長寿命化対策関係事業などを計上しております。また、地方債の償還金は、前年度と同水準の１億５，３２８万円となり、歳出総額の約２９％を占める状況となっております。

次に、日程２９、議案第２５号、平成３１年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてでございますが、本年度の業務の予定量は、総配水量を近年の需要動向などから前年度より５％増の１０１万立方メートルを見込んでおり、これを１日平均に換算しますと、２，７６０立方メートルとなります。

その主な内容を申し上げますと、収益的収支の収入予定額では、収入の大部分を占める水道料金で前年度に比べ４・９％増を見込み、総事業収益を１億７，７５２万７，０００円と予定し、計上いたしております。

次に、支出予定額では、総事業費用を１億８，２４４万円とし、事業費用の約７割を占める県水の受水費は、前年度に比べ２．６％増の１億２，８７４万円を計上しております。支出額は、通常の維持管理経費の計上となっており、給水量は微増を見込んでいるものの、平成３１年度予算における収益的収支は、４９１万３，０００円の赤字となる見込みでござ

います。

次に、資本的収支の収入予定額では、新規加入者負担金として220万3,000円を計上し、支出予定額では、老朽管の更新工事費用などに1,750万5,000円を計上いたしております。

以上、上程を賜りました議案第1号から議案第25号までの25議案の提案理由説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの提案理由説明の中の、お手元の6ページをごらんください。

介護保険特別会計補正予算の(第3号)についてで、私は第2号と申し上げたようでございますので、補正予算(第3号)と訂正をさせていただきます。お願ひします。

○議長(伊藤好博君) ただいま加藤町長の提案理由説明が終わりました。

上程しております議案について、総括質疑の事前通告を3月1日正午まで受け付けました。この間、通告を受けていますのは、8番議席、中川和子君です。発言は議席で行っていただきます。なお、質疑は簡潔明朗に一括質疑でお願ひいたします。

それでは、8番議席、中川和子君の発言を許します。

○8番(中川和子君) 議長、8番。

○議長(伊藤好博君) 8番議席、中川和子君。

○8番(中川和子君) これが生きているということで、マイクはよろしいですね。

○議長(伊藤好博君) はい、いいです。

○8番(中川和子君) おはようございます。

3月議会当初予算についての総括質疑をさせていただきます。

〔「当初予算」と呼ぶ者あり〕

○8番(中川和子君) 当初予算関係の、当初予算関係にかかわるですね。

今回、総括質疑提出までの時間が今までになく短く、大変出すのにも厳しい状況でした。今後はきちんと日程をとっていただきたいということ、まず最初に申し上げたいと思います。

国会のほうでは、今、参議院のほうで予算委員会、県のほうでは予算決算の総括質疑が行われております。この中で、当町でも地方自治の本分である住民福祉の向上のために、総括質疑をいたしたいと思います。

まず、1点目ですが、大型連休への対応策についてお尋ねをいたします。

内閣府によれば、1948年の祝日法施行以降、最長となる大型連休まで2カ月を切りました。昨年12月の朝日新聞世論調査では、それをうれしいと思う方が35%、うれしくないと思う方が45%と、その戸惑いぶりが数字にもあらわれているところです。

先日、政府は、懸念される暮らしへの影響に関する対応策を発表しましたが、当町ではどのように対応するのか、お伺いをしたいと思います。

2点目ですが、消費税増税に伴う当町への影響についてお伺いをいたします。

ことし10月に予定される消費税増税に伴う対応で、総務省は各自治体に税率引き上げに伴う影響額の歳出への計上と消費税の転嫁を求めています。当町ではどのような状況になるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤好博君） 町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 御答弁の前に、議長さんに確認をさせていただきたいと思っております。

ただいま上程中の議案のうち、中川議員の総括質疑はどこを捉えて大型連休についての総括質疑をされようとしているのか、議長のほうから確認をとってください。

○議長（伊藤好博君） ただいまの町長の御質問ですが、どこを質疑とされているのか、本町において、そういう御意見だと思いますが、中川和子君にお聞きします。本町において、どこがその影響を受けると考えられて質疑をされておりますか、御発言ください。

○8番（中川和子君） これは質疑の回数には入らないんですね、確認ですが。よろしいですね。質疑の前の前提……。

○議長（伊藤好博君） 発言は許しておりません。答えてください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 今のは質疑回数には含まれないということでよろしいですか。

〔「通告の質問内容が私には理解できない」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 通告の質疑内容では質疑となっていないところが、文章の中でお伺いしますでは、本町に対してどこがそういう影響を受けるかという質疑になっていないでしょう。

〔「議長、そうじゃないですよ。私の口から申し上げます」と呼ぶ者あり〕

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 私が申し上げておるのは、ただいまの議事日程の総括質疑は、上程中の議案についての総括質疑だと私は理解しております。したがって、中川議員の、これは2点通告をいただいておりますけど、特に大型連休への対応についてという総括質疑については、ただいま上程中の議案のどこの部分を指して大型連休のことについての総括質疑をなされようとしておるのか、それによって私のほうの答弁もさせていただきたいと思っておりますので、上程中の議案に対しての総括質疑ですから、大型連休のことについては、どこを指して総括質疑をなされるのか、それを議長から確認をしてください。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君にお尋ねいたします。

ただいまの総括質疑での大型連休への対応は、どこの議案に対しての質疑でしょうか。質疑となっていないと思いますね、お尋ねではね。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 例えばこども園とか学童保育などがお休みになるんですが、この間、休園であるのと休園でないのとでは予算の編成も変わってくるのではないかと考えることですか、あと、窓口対応が全休にするのか、あけるのかでも予算が変わってくるのではないかというところを、主にですが。予算との関係で言えば、そのあたりです。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） だとすれば、議案質疑でお願いしています。

○議長（伊藤好博君） よろしいですか。

○町長（加藤 隆君） 予算だとすれば、議案質疑でやっていただいても結構です。

では、議長、整理してください。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 総括質疑でありますので……。

○8番（中川和子君） はい。

○議長（伊藤好博君） 総括質疑でありますので、提出議案の総括質疑でありますので、そのような質疑内容をお願いいたします。

今の内容では委員会で質疑してくださいという町長の答弁ですが、それでよろしいですか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） じゃ、わかりました。

もう一点の消費税増税に伴う影響については、答弁はいただけないのでしょうか。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長、答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 消費税に伴う影響はということでございますが、これも歳出の影響額については所定の額を予算に計上してございますので、議案審議の中で御質疑をいただければ十分にお聞き取りをいただけると、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時18分休憩

午前10時20分再開

○議長（伊藤好博君） 休憩を解き、ここで本会議に戻します。

まだ総括質疑のくくりがされていないようですので。

中川議員さん、本件に対する質疑は3回までですが、よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 消費税増税に伴う影響額について、去年の予算書とことしの予算書を見ますと、引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策……。

〔「何でこんな質問、こんなところでできるの」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） えっ、まだ残っているとされたからだよ。

〔「議案の、これで審議が」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） はい。

〔「だから、総括質疑の場面でしょう、今は。何であなたは」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 発言中ですので、少し発言を邪魔しないでください。

どうぞ。

○8番（中川和子君） じゃ、引き上げ分の消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会施策に要する経費に関する調書では、昨年とことしでは、予算額が余り変わっておりません。国のほうでは、国の予算に増税込みの予算を上げている中で、当町では、このように余り変わらないという金額が出ているんですが、それはどのように考えたらよろしいですか。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長、御答弁願います。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 総括質疑の中川議員の2点目の質問でございますが、まさに議案審議の中で十分御質疑をやっていただければ結構かと思えます。そこで答弁させていただきます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

3回となりましたので、次に進みます。

通告をいただいた質疑は以上です。これで総括質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。10時40分再開といたします。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題としております日程第5、議案第1号から日程第29、議案第25号までの25議案を各常任委員会に付託することにしたいと思っております。総務建設常任委員会に付託する議案は、議案第1号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第5号から議案第13号、議案第16号及び議案第17号、議案第18号の一般会計予算のうち所管部分、議案第22号から議案第25号までの17議案を、また、教育民生常任委員会に付託する議案は、議案第1号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第2号から議案第4号、議案第14号及び議案第15号、議案第18号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第19号から議案第21号までの10議案をそれぞれの所管する委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第25号までの25議案は、それぞれの所管する常任委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第26号 桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第30、議案第26号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました議案第26号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議についての提案理由説明を申し上げます。

桑名市多度力尾土地地区画整理事業の換地処分に伴いまして、当組合事務所の地番が確定いたしましたことから、組合規約の変更について、地方自治法に基づく所要の手続を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、担当課長からの詳細説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第26号をごらんください。

桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について。

桑名市多度力尾土地地区画整理事業の換地処分に伴う桑名広域清掃事業組合規約の変更を、地方自治法第286条第2項の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議の上、定めることについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

下段、提案理由でございます。

桑名市多度力尾土地区画整理事業の換地処分に伴う桑名広域清掃事業組合規約の変更について、地方自治法に基づく所要の手続をするものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、規約の変更に関する協議書でございます。

変更内容につきましては、その次のページの新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表をごらんください。

左側が現行、右が改正案でございます。

このたび土地区画整理事業の換地処分に伴い、当組合事務所の地番が確定したことから、第4条の（組合事務所の位置）に地番をつけるものでございます。右側の改正案の第4条において、この組合の事務所は、桑名市多度町力尾字沢地4028番地に置くと規約を変更するものでございます。

それでは、前のページの協議書に戻っていただき、文の最後のところの附則でございますが、この規約は、組合を組織する市町の協議の整った日から適用するという事で、桑員2市2町の議会の議決後、三重県知事に届け出をするものでございます。

以上が桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第26号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 換地処分に伴い地番が確定したとあるんですが、確定、土地区画整理事業というのはいつあったのか、それで、地番が確定していなかったのに事務所を置くということは可能なのでしょうか。2点お伺いします。

○住民課長（山田克己君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 山田住民課長。

○住民課長（山田克己君） 土地区画整理事業というのはこの数年続いておるということで、まだ今後も続くということです。その中で、桑名広域清掃の場所が今回確定したということでございます。

もう一つの地番がなくてもいいのかということで、地番がありませんので、今まで規約をそのように定めてきたということです。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論もないようですので、これにて討論を終結します。

上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第30、議案第26号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第31 発議第1号 木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

○議長（伊藤好博君） 次に、日程第31、発議第1号、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを上程し、これを議題といたします。

事務局長に発議案を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ここで、発議者である議会運営委員長の三輪委員長に趣旨説明を求めます。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○議長（伊藤好博君） 6番議席、三輪一雅議会運営委員長。

○6番（三輪一雅君） それでは、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の提出説明をさせていただきます。

提出理由は、先ほど議会事務局長が朗読したとおりでございますが、今まで木曾岬町議会は、平成25年に政務調査費から政務活動費に地方自治法が改正される以前の政務調査費の時代から政務活動は議員報酬の中で行うべきであろうという趣旨のもと、条例化をしてきませんでした。

しかし、近年、地方公共団体の施策は、住民ニーズの多様化と相まって複雑多岐にわたっており、町民の負託に応えるためにはより一層の議員の資質向上が求められるのではな

いかという観点から、一昨年から議員懇談会で議論を深め、昨年は議会全員協議会においても協議を重ねてまいりました。そして、このたびの政務活動費の条例案の発議に至ったところであります。

条例を簡単に説明しますと、政務活動費として議員1人当たり年間12万円を支給することができるもので、支払いは完全後払い方式、使途の透明性を明確にした当町独自の条例となっています。予算規模としましては、議員数8名で、年間96万円でございます。

この数年、政務活動費は、他の地方議会において問題点が多数報告されている現状があります。つい最近でも、富山市議会で議長の政務活動費の不正支出が報道されているところであります。このような不正支出は自身の議会のみならず、必ず他の議会にも影響を及ぼします。

木曾岬町議会においても、条例策定が町民の皆様において理解が得られるかどうか議論もしてきたところであります。しかし、政務活動費が決して悪いわけではなく、使う側の議員の問題であり、適切に利用することで、議員活動に必ず役立つものと判断するに至りました。

そのようなことを踏まえ、この条例案は、他議会の条例とはかなり異質となっています。まず、前払いではなく、完全後払い制度といたしました。よって、不正と思われるものには支払いができないようにしています。そして、曖昧な使用目的を避けるために、使えるものを全て条例で明記しており、限定した使い方に特化しています。

一例ではありますが、他議会では、政務活動による宿泊費、パソコン購入費、事務所費、通信費が認められていたり、報告会等では茶菓子を提供したりすることが認められているのが一般的であります。しかし、木曾岬町では一切認めないものとしています。特に物品の購入は、書籍以外には一切できないこととしました。なぜなら、これらの使用目的によっては議会活動なのかどうか曖昧になる点や、購入したものを転売する可能性も否定できません。そのような疑念を抱かせるようなものには一切使用できないことといたしました。

政務活動としてふさわしいものを厳選し、そして、不正利用及び疑念につながるおそれがあるものに関しては、全て排除しております。それから、全ての活動実績を1円単位で領収書を添付し、ホームページ等で公表することとしています。

本条例は、政務活動に対し、有効的な活動に使えるものに特化することと、また、透明性を確保することで、町民の皆様にも理解していただけるような条例案ができたと考えております。使用できる範囲は他議会と比較すれば100分の1にも満たないでしょう。しかしながら、制定されれば、今まで議員報酬で賄ってきた活動の一部を政務活動費で賄えることになり、活動の幅は広がることになると考えます。

繰り返しますが、この条例をつくるまでに議員の皆様には、これまで懇談会、全員協議会で御協議をいただきました。そして、議会運営協議会でも全会一致で発議する案件でございます。どうぞ御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の提案理由の説

明とさせていただきます。

平成31年3月4日、発議者、議会運営委員長、三輪一雅。

○議長（伊藤好博君） 発議第1号について、御質疑があります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 質疑ですか。

○8番（中川和子君） はい。

○議長（伊藤好博君） あなた、議運の委員でしょう。違いますか。全会一致という報告ですが、違いますか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。

〔「議長、8番と言っているじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第31、発議第1号、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時58分散会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆さん方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には、大変御苦労さまでした。

なお、一般質問日は3月15日午前9時から再開いたしますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さんでございました。